

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和2年2月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 草津商業開発ビル 草津市渋川一丁目1番50号
- 2 意見の概要 草津市からの意見
 - (1) 新規テナントの入店等に伴い、周辺道路の利用者が増加することで、交通渋滞が発生することが予想されます。つきましては、駐車対策や誘導方法等について十分に計画をしていただき、スムーズな交通流動を確保し、混乱が生じないように努められたい。
 - (2) 小売業者の新規入店に伴い、新たに屋外広告物を設置あるいは既存の屋外広告物を変更する場合は、草津市屋外広告物条例（平成24年草津市条例第16号）に基づく手続きを行ってください。
 - (3) 工事期間中に発生する廃棄物は、適正に処理されたい。
 - (4) 事業所から排出される廃棄物については、減量に努めるとともに、可能な限り分別し再資源化を図られたい。
 - (5) 事業所から排出される事業系一般廃棄物については、自己処理するか、草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例（平成8年草津市条例第15号）施行規則第4条に定める「受入基準」に従って、草津市立クリーンセンターへ自己搬入または、市許可業者に委託し処理されたい。
 - (6) 事業所から排出される廃棄物の保管場所および処理施設については、廃棄物が飛散し、流出し、もしくは地下に浸透し、または悪臭が飛散しないよう必要な処置を講じ、排出量、処理日数、保管、処理方法に応じた十分な面積および施設を確保されたい。
 - (7) 事業所から排出される廃棄物について、一般廃棄物許可業者および産業廃棄物許可業者に収集を委託する場合は、収集および運搬に際して効率的かつ安全に作業を行えるスペースを設けられたい。
 - (8) 事業所から産業廃棄物が排出される場合には、必要に応じて滋賀県へ指示を仰ぎ適正に処理されたい。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号
 - (2) 縦覧期間 令和2年2月18日から令和2年3月18日まで